

平成28年度3月補正予算の概要について

平成29年3月7日
財 政 部

平成28年度各会計補正予算総括表

(単位 千円)

会 計 別		前回までの累計額	補 正 予 算 額	計
一 般 会 計		114,263,402	△ 679,104	113,584,298
特 別 会 計	公設浄化槽事業費	8,492	35	8,527
	農業集落排水事業費	517,769	6,109	523,878
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	65,376	△ 61	65,315
	国民健康保険費	32,084,481	△ 780,884	31,303,597
	介護保険費	24,409,844	△ 29,317	24,380,527
	後期高齢者医療費	2,893,164	6,518	2,899,682
	中央卸売市場費	1,614,738	△ 22,985	1,591,753
	土地取得事業費	13,310	1,961	15,271
	東中野財産区	2,677		2,677
	東中野, 東安庭, 門財産区	704	269	973
計		61,610,555	△ 818,355	60,792,200
総 計		175,873,957	△ 1,497,459	174,376,498

企業会計

(単位 千円)

区 分		収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計
水道事業	前回までの累計額	7,993,145	6,663,575	666,173	5,157,169	8,659,318	11,820,744
	今回補正予算額	17,150	△ 288,325	△ 82,945	△ 385,317	△ 65,795	△ 673,642
	計	8,010,295	6,375,250	583,228	4,771,852	8,593,523	11,147,102
下水道事業	前回までの累計額	8,532,732	8,071,548	2,907,854	6,467,073	11,440,586	14,538,621
	今回補正予算額	623	△ 55,607	△ 278,561	△ 291,708	△ 277,938	△ 347,315
	計	8,533,355	8,015,941	2,629,293	6,175,365	11,162,648	14,191,306
病院事業	前回までの累計額	4,124,137	3,900,044	617,096	702,027	4,741,233	4,602,071
	今回補正予算額	△ 267,628	36,813	77,135	△ 7,796	△ 190,493	29,017
	計	3,856,509	3,936,857	694,231	694,231	4,550,740	4,631,088

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計
1	市 税	41,821,593	800,000	42,621,593
2	地 方 譲 与 税	879,519		879,519
3	利 子 割 交 付 金	66,820		66,820
4	配 当 割 交 付 金	294,018	△ 154,174	139,844
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	92,368		92,368
6	地 方 消 費 税 交 付 金	6,127,463	△ 876,428	5,251,035
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	25,817		25,817
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1		1
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	129,330		129,330
10	地 方 特 例 交 付 金	124,795		124,795
11	地 方 交 付 税	14,679,233	11,739	14,690,972
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	68,085		68,085
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,837,679	△ 452,984	1,384,695
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,841,087	6,697	1,847,784
15	国 庫 支 出 金	20,134,481	231,026	20,365,507
16	県 支 出 金	7,545,320	△ 4,819	7,540,501
17	財 産 収 入	337,444	404,950	742,394
18	寄 附 金	71,726	55,383	127,109
19	繰 入 金	3,277,813	△ 904,749	2,373,064
20	繰 越 金	1,690,427		1,690,427
21	諸 収 入	1,568,004	146,369	1,714,373
22	市 債	11,650,379	57,886	11,708,265
	歳 入 合 計	114,263,402	△ 679,104	113,584,298

歳 出

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	666,035	△1,071	664,964				△1,071
2	総 務 費	14,986,754	398,758	15,385,512	△97,961	△19,500	64,899	451,320
3	民 生 費	44,607,390	△27,289	44,580,101	279,518	△1,000	△382,436	76,629
4	衛 生 費	8,081,310	△267,600	7,813,710	△6,570		△71,889	△189,141
5	労 働 費	275,650	△33,760	241,890			△131	△33,629
6	農 林 費	2,872,015	12,218	2,884,233	18,584	12,200	10,531	△29,097
7	商 工 費	1,247,129	△9,686	1,237,443	△15,622		6,717	△781
8	土 木 費	15,829,285	△121,568	15,707,717	24,149	△144,200	△20,042	18,525
9	消 防 費	3,998,187	△99,735	3,898,452	△23	△5,000	△365	△94,347
10	教 育 費	8,952,253	△322,582	8,629,671	23,191	△187,300	11,654	△170,127
11	災 害 復 旧 費	1		1				
12	公 債 費	12,697,393	△206,789	12,490,604				△206,789
13	予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計		114,263,402	△679,104	113,584,298	225,266	△344,800	△381,062	△178,508

平成 28 年度 3 月 補 正 予 算 主 要 事 業

《 一 般 会 計 》

(単位 千円)

款	(部) 課 等 名	事 業 名	事 業 費
2 総務費	(総務部) 職員課	総務事務 退職手当 225,760千円ほか	517,262
	(財政部) 財政課	公共施設等整備基金積立金	376,706
	(国体推進局) 企画総務課	第71回国民体育大会開催事業	△ 232,664
3 民生費	(保健福祉部) 障がい福祉課	介護給付等給付事業	120,969
		訓練等給付事業	140,349
	介護保険課	老人福祉施設整備助成事業	△ 146,694
	子育てあんしん課	私立児童福祉施設等運営事業	△ 123,867
		認定こども園等運営費給付事業	470,961
4 衛生費	(保健所) 企画総務課	小児救急輪番制病院事業	△ 126,441
6 農林費	(玉山総合事務所) 産業振興課	総合交流ターミナル整備事業	105,680
8 土木費	(建設部) 道路管理課	道路除排雪事業	111,845
	(玉山総合事務所) 建設課	道路除排雪事業	40,806

平成 28 年 度 3 月 補 正 予 算 主 要 事 業

《 特 別 会 計 》

(単位 千円)

会 計 名	補 正 内 容	補 正 額
国民健康保険費特別会計	一般被保険者療養給付費	△310,762千円
	保険財政共同安定化事業拠出金	△496,501千円ほか
介護保険費特別会計	居宅介護サービス給付費	369,674千円
	地域密着型介護サービス給付費	△334,644千円ほか

《 企 業 会 計 》

(単位 千円)

会 計 名	補 正 内 容	補 正 額
水道事業会計	収益的収入：	17,150
	営業外収益（雑収益の増額等）	65,021千円ほか
	収益的支出：	△ 288,325
	営業費用（原水及び浄水費の減額等）	△385,074千円ほか
	資本的収入：	△ 82,945
国庫補助金（生活基盤施設耐震化等交付金の減額）	△67,837千円ほか	
水道事業会計	資本的支出：	△ 385,317
	建設改良費（配給水施設費の減額等）	△394,555千円ほか
下水道事業会計	収益的収入：	623
	営業外収益（長期前受金戻入の増額等）	3,148千円ほか
	収益的支出：	△ 55,607
	営業費用（総係費の減額等）	△58,965千円ほか
	資本的収入：	△ 278,561
企業債（公共下水道事業債の減額等）	△205,100千円ほか	
下水道事業会計	資本的支出：	△ 291,708
	建設改良費（管渠施設費の減額等）	△291,708千円ほか
病院事業会計	収益的収入：	△ 267,628
	医業収益（入院収益の減額）	△126,394千円ほか
	収益的支出：	36,813
	医業費用（給与費の増額）	35,404千円ほか
	資本的収入：	77,135
他会計長期借入金	84,983千円ほか	
病院事業会計	資本的支出：	△ 7,796
	建設改良費（資産購入費の減額）	△7,796千円

旧清掃工場跡地の環境調査の結果及び対応について

平成29年3月7日

環 境 部

平成 28 年度における旧三ツ割清掃工場跡地及び旧門清掃工場跡地の環境調査は、施設内外の状況を確認することにより解体時のダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散防止策など解体費用の算出の資料とするため実施している。その結果、敷地内で環境基準等の基準値を超過した箇所が確認されたため、敷地外へ流出することのないよう、対策を講じるものである。

1 調査の概要

(1) 調査対象

ア 施設内調査

焼却設備内部の堆積物及び施設のアスベストの使用についてサンプリング調査を行った。

(対象物:ダイオキシン類, 重金属類, アスベスト)

イ 敷地内調査

排水の水質, 土壌についてサンプリング調査を行った。

(対象物:ダイオキシン類)

ウ 調査方法

解体に向けた任意調査であるが、採取方法及び分析方法は、廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく調査マニュアル等に示された方法により行ったものである。

(2) 契約内容

ア 委託業務名称 旧清掃工場跡地環境調査等業務委託

イ 履行期間 平成 28 年 8 月 3 日～平成 29 年 3 月 24 日

ウ 受注者 株式会社パスコ盛岡支店

エ 業務委託料 15,075,720 円(平成 29 年 2 月 23 日変更契約)

(3) 調査項目

施設名称	調査項目		サンプル数
旧三ツ割清掃工場	施設	ダイオキシン類	3
		重金属	19
		アスベスト	23
	敷地	土壌	3
		側溝の水	1
旧門清掃工場	施設	ダイオキシン類	11
		重金属	11
		アスベスト	15
	敷地	土壌	3
		側溝の水	1

2 調査結果

分析結果のうち環境基準等を超過し、早急な対応が必要なものを表に示した。

1pg=1兆分の1グラム

	試料の種類	試料採取場所	測定値	環境基準値 ※ ₁	調査指標値 ※ ₂	単位
旧 三 ツ 割	側溝の水の ダイオキシン類	—	11	1以下	—	pg-TEQ/ℓ
	土壌の ダイオキシン類	敷地入口左側	400	1,000以下	250	pg-TEQ/g
旧 門	土壌の ダイオキシン類	敷地東側	2,900	1,000以下	250	pg-TEQ/g

(環境基準について)

※ ₁ 環境基準	ダイオキシン類の環境基準については、「ダイオキシン類対策特別措置法」の第7条の規定に基づき、基準が定められている。環境基準は環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準とされており、達成されない地域、水域にあつては可及的速やかに達成されるよう努めることや、早期に達成されない場合は必要な措置を講じ、環境影響を防止することとされている。
※ ₂ 調査指標値	土壌汚染防止等の観点から、施設稼働時の定期的な調査で調査指標値を超えた場合に、さらにその周辺の土壌中のダイオキシン類濃度を把握するためにモニタリングや必要な調査を行うための指標とされている。

3 調査結果の分析

(1) 考えられる原因

	試料種類	考えられる原因
旧 三 ツ 割	側溝の水	試料の採取場所が敷地内の側溝内であることから、施設稼働時に灰運搬トラックの搬出口や洗車場から時間を経て側溝に流れ込み堆積している可能性が考えられる。 なお、側溝内は常時水が流れている状況になく、一部滞留、または乾燥している状況にある。
	土壌	試料の採取場所が電気集塵機や解体した煙突に近いことから、関連がある可能性が考えられる。
旧 門	土壌	サンプルの採取場所の1地点が平成4年度まで使用していた煙突周辺であり、煙突解体時の残存物の可能性がある。

(2) 人体への影響について

継続して摂取し続けると健康に害を及ぼす可能性がある値は次のとおり。(環境省 HP から)

耐用一日摂取量 TDI	ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量 人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下(4pg-TEQ/体重kg/日)
日本人の摂取しているダイオキシン類	1日体重1kgあたり0.035~2.4pg程度 (食事経由:平成23~27年度調査)
ダイオキシン類の性質について	水に溶けにくく、蒸発しにくい反面、脂肪などには溶けやすいという性質を持っています。

4 今後の対応

(1) 応急対策

敷地内調査結果に基づき、ダイオキシン類が敷地外へ流出しないよう、以下の対策を実施する。

	対象	実施内容	予算措置
旧三ツ割	側溝の水	側溝内を流れる水が公共用水域に流出しないように側溝の放流口を閉鎖し、併せて3月中に堆積物の除去・清掃を実施し、再度試料を採取、分析を行う。 分析の結果、改善が図られない場合は、水処理方法を検討する。	・三ツ割清掃工場跡地 雨水排水対策業務委託(H29.3月補正, 明許繰越) 13,824,000円
	土壌	環境基準値は超えていないが、調査指標値を超えていることから、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」で定める資料等調査を実施し、これらをふまえて原因の探求と対応を検討する。	平成29年度
旧門	土壌	環境基準値を超えた検体は、5箇所から採取した検体を混合したものであることから、これらを個々に再分析し、汚染箇所の特定に努める。また、疑いのある敷地をシート等で覆い、当該区域を立入禁止措置とする。	・旧清掃工場跡地環境調査等業務委託(一部変更) 571,320円 ・立入禁止措置(3月補正) 100,000円

(2) 地元町内会等への説明

三ツ割自治会、洞清水町内会、門町内会及び新山自治会に対し、説明済みである。

5 平成29年度以降の対応

解体までの期間は定期的に検査等の経過観察を行う。

なお、旧清掃工場の早急な解体に向けて、跡地利用の計画を検討する庁内における検討組織を設置して、協議を進める。

6 今後のスケジュール

平成 29 年 3 月 7 日	全員協議会
3 月 9 日	追加議案(補正)提案
3 月 13 日	産業環境常任委員会(補正)

7 調査箇所図



盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例等について

平成29年3月7日

保健福祉部

1 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の改正に伴い、就労継続支援A型の事業に係る賃金及び工賃の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

- ① 就労継続支援A型事業者が運営規程において定めておかなければならない事業の運営についての重要事項に、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に係る事項を加える。
- ② 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たって、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならないものとする。
- ③ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないものとする。

(3) 施行期日

平成29年4月1日

2 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の改正に伴い、指定就労継続支援A型の事業に係る賃金及び工賃の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

- ① 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たって、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならないものとする。
- ② 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないものとする。
- ③ 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対して支払う賃金及び工賃に、原則として、自立支援給付を充ててはならないものとする。
- ④ 指定就労継続支援A型事業者が運営規程において定めておかなければならない事業の運営についての重要事項に、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に係る事項を加える。

(3) 施行期日

平成29年4月1日

総合交流ターミナル(ユートランド姫神)の施設整備について

平成 29 年 3 月 7 日
玉山総合事務所

1 事業の目的

盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する観点から、国の地方創生拠点整備交付金を活用し総合交流ターミナル(ユートランド姫神)の再整備を行い、誘客促進や都市部等との交流・観光拠点、地域農業の6次産業化拠点施設としての機能を拡充し交流人口の拡大を図るものである。

2 地方創生拠点整備交付金について

未来への投資という観点から、地方版総合戦略に位置付けられ、地方公共団体が自主的主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設、改修を支援するもので、平成28年8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」が閣議決定された主旨を踏まえ、国の2次補正予算で措置されたもの。

総合交流ターミナルの施設整備については、「総合交流ターミナル機能拡充事業」として平成29年2月3日に採択されている。

3 事業概要

(1) 施設整備事業(ハード整備)

① 整備方針

- ア 地産地消及び地産外消を促進すること。
- イ スポーツ合宿、登山利用、農村体験等による利用促進に資すること。
- ウ 女性や若者の利用を促進すること。
- エ 若年層から要望が多いバーベキュー等の野外活動の場を提供すること。

② 整備概要

【模様替え工事】

ア 交流ホールの改修

- ・交流ホールと郷土食コーナーを一体化し、「農家カフェ」とする。

イ 宿泊棟の改修

- ・和室4室を山小屋風ゲストハウスに改修するほか、ゲストハウス隣接の和室2室を山小屋風交流ホールに改装する。
- ・洋室3室及び特別洋室1室を研修室兼宿泊部屋に改修するほか、特別洋室の一部をランドリー室とする。

ウ クアハウスの改修

- ・明るい雰囲気となるよう浴槽や浴場の模様替えを行うほか、床部材の改修により安全性を向上させる。またミストサウナの設置を図る。

エ その他

- ・空調設備の更新及び新設を行う。
- ・トイレの洋式化及び温水機能付洗浄便座の設置を行う。
- ・外壁の改装を行う。

【増築工事】

ア 屋外交流サイトの整備

- ・施設東側の空地に東屋風のバーベキューサイト1棟を新築する。

イ 産直コーナー増築

- ・中庭側に花卉展示スペースの増築を行う。

(2) 施設等の効果を高める効果促進事業（ソフト事業）

① 「ユートランド姫神」を拠点とした交流・体験促進事業

ア 登山，農業体験等の交流体験プログラムの実施。

イ 登山，石川啄木，農業・酪農体験等の地域住民ガイド養成の実施。

② 「ユートランド姫神」を拠点とした消費・販路拡大事業

宿泊等予約，体験メニュー，郷土食のレシピの情報発信機能と地産外消をめざしたネット販売機能搭載のHP及びスマホ版HPを新たに構築し，販路拡大を図る。

(3) 設備等の整備

本事業実施に必要な設備備品の整備を行う。

(4) 事業費

105,680千円

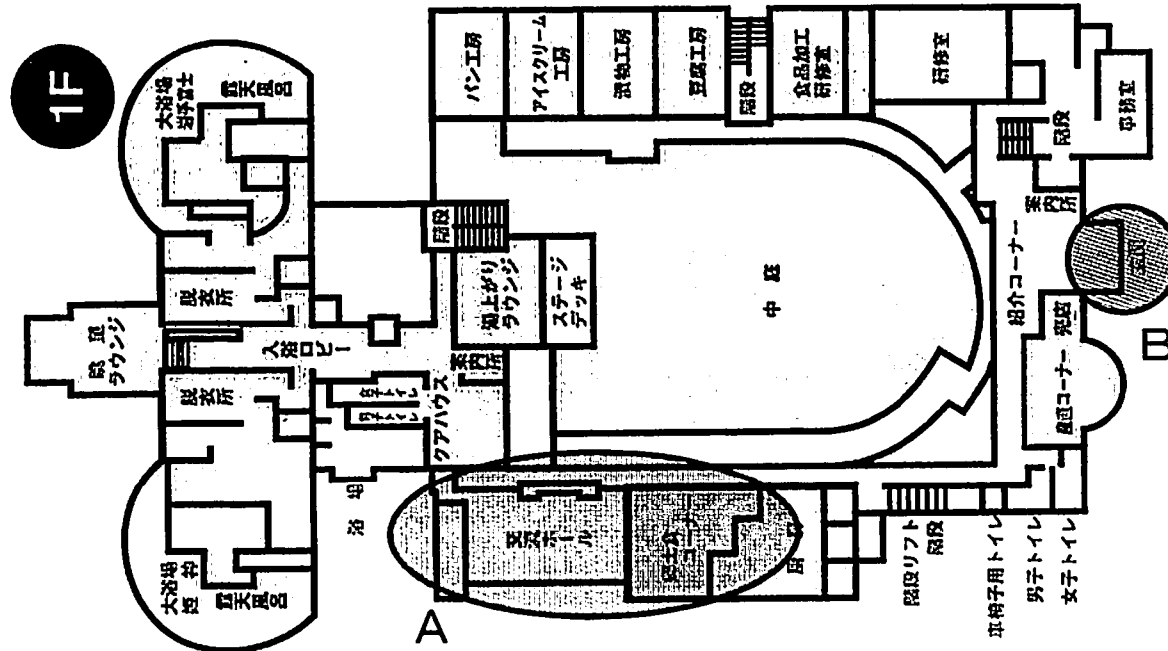
(内訳) 地方創生拠点整備交付金	52,792千円
総合交流ターミナル整備事業債(市債)	48,100千円
市一般財源	4,788千円

4 事業予定

平成29年3月～平成30年3月

* 平成28年度3月補正予算にて予算計上し，平成29年度に全額繰り越して事業を実施する。

◇ 1階交流ホールの改修・玄関照明設備の改修



B 玄関照明設備の改修
 玄関を外から照らす照明と外
 (駐車場)向き照明設置のための
 電気設備改修

A 交流ホールの改修

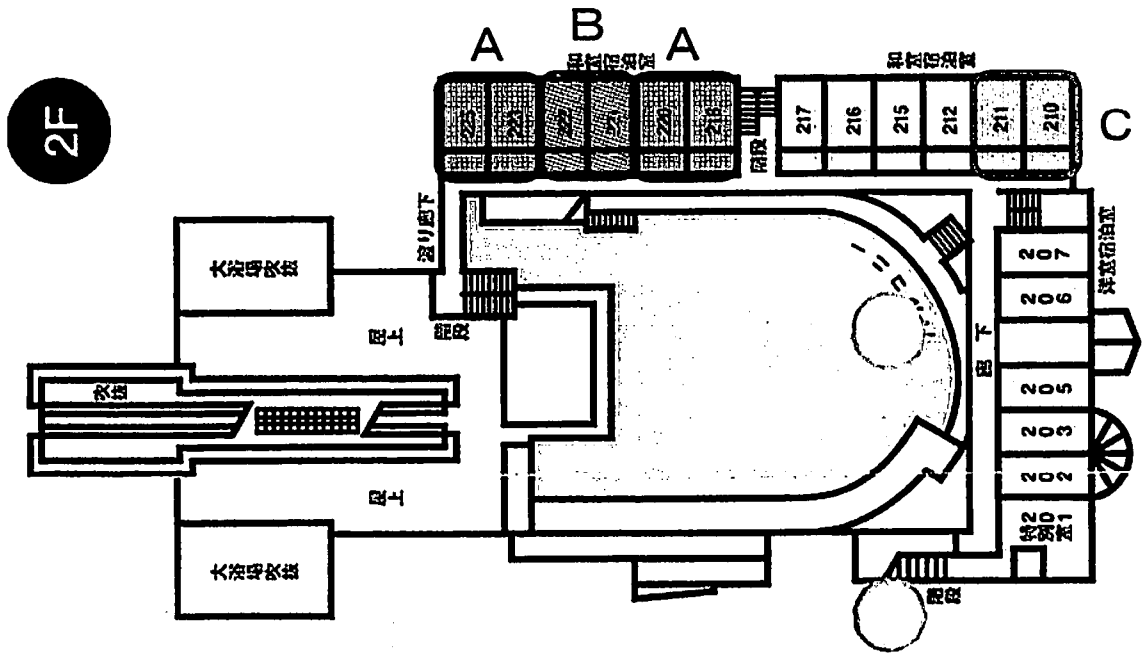
交流ホールを改修し、「農家カフェ・レストラン」とする。

- ①外壁を郷土食コーナーに合わせ広げる(仕切りなし)
- ②窓側は、窓向き一列カウンター
- ③全体が一段高いため、郷土食コーナーや通路に合わせフラット化
- ④内装、天井は、郷土食コーナー風にする。

◇ 2階宿泊棟の改修(その1)・各室トイレの洋式化

A 宿泊室の模様替え
 宿泊室(和室:定員5人)を山小屋風ゲストハウスに改修
 ①部屋ごとの間仕切りは、変更しない。
 ②4つの部屋それぞれに、2段ベッドを3台設置

B 宿泊室の模様替え
 宿泊室(和室:定員5人)を山小屋風交流ホールに改修
 ①間仕切り変更により2室を1室に改修
 ②内装を山小屋風に模様替え

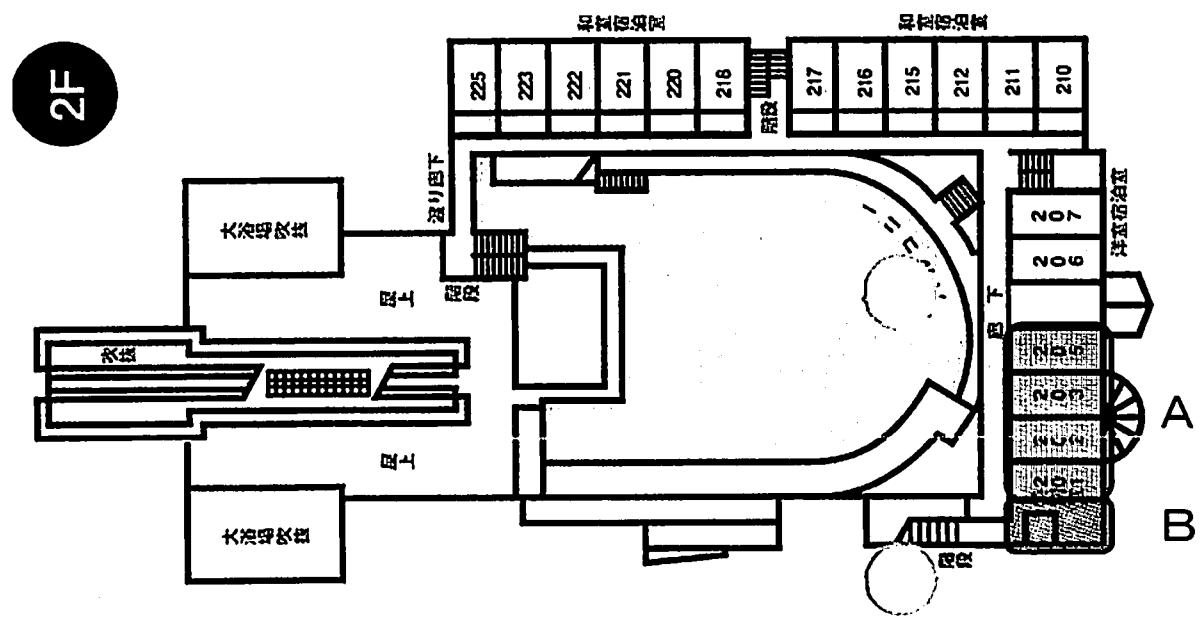


C 和室の洋室への改修
 和室2室を洋室へ模様替え

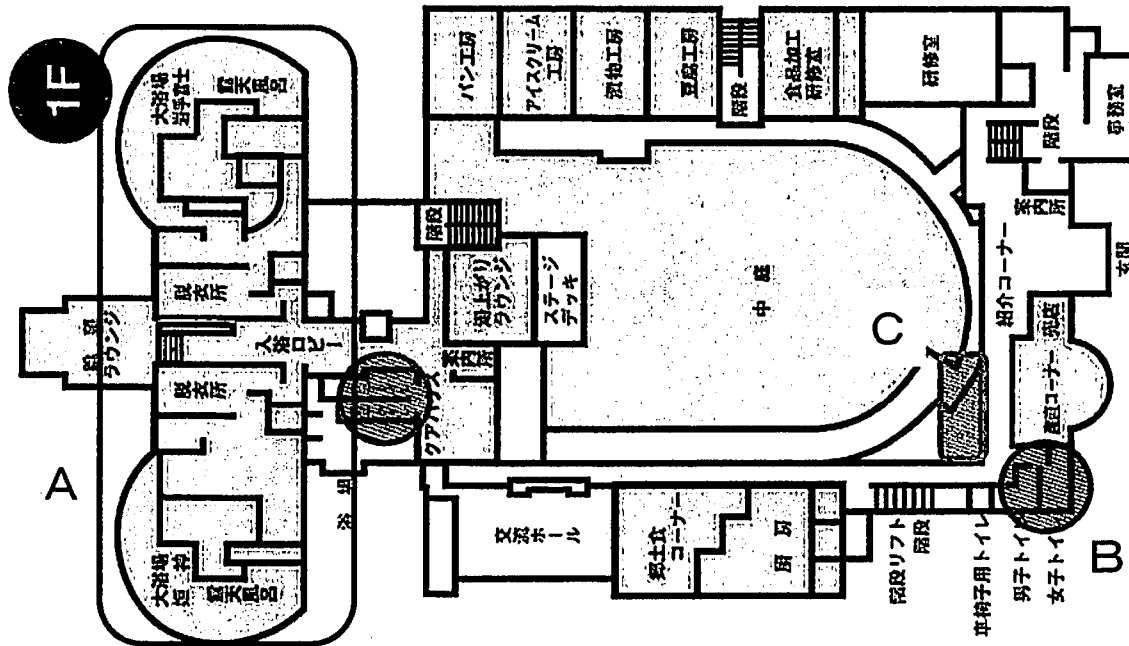
◇ 2階宿泊棟の改修(その2)・ランドリー設備の設置

A 研修室兼宿泊部屋の模様替え
 宿泊室(洋室:定員3人)を改修し、研修室兼宿泊部屋とする。
 ①間仕切り変更によりワンルーム化
 ②トイレ等水回り設備の除去

B 改修によるランドリー室の設置
 特別宿泊室(和室:定員5人)の一部を、ランドリー室とする。
 ①現行水回り設備を活用し、乾燥機付ランドリー3台を設置
 ②空きスペースに待合室兼ロビーを設置



◇ 1階クアハウスの改修・産直(花卉用)の増築

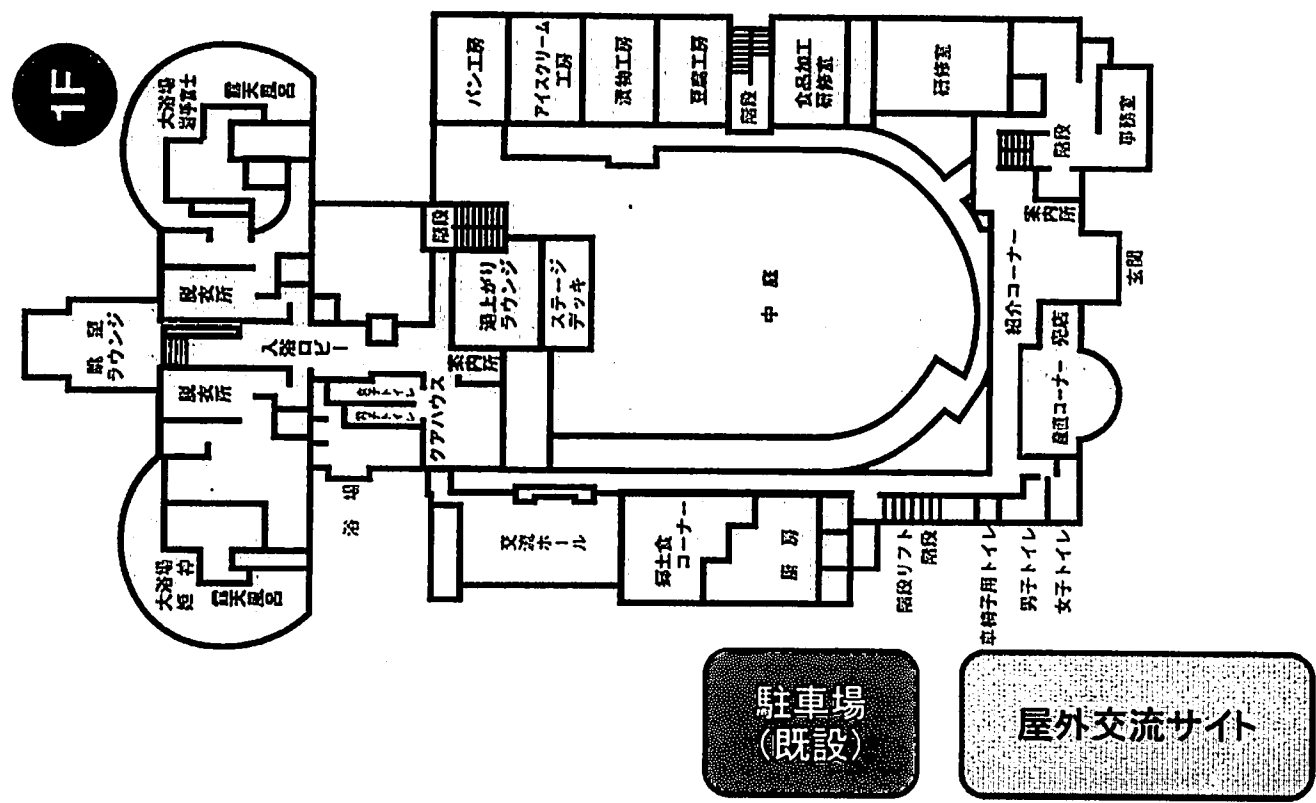


A クアハウスの改修
 女性や若者の利用を促進するために、浴室が明るい雰囲気になるよう浴槽や浴場に模様替えを行う。また、弱アルカリの泉質による転倒防止するため、浴場の床部材を改修し、利用者の安全性を向上する。また、ミストサウナの設置、眺望ラウンジの改修を併せて実施する。

B トイレの洋式化(施設内すべて)
 利用者のニーズにより、館内のすべてのトイレの洋式化及び温水機能付洗浄便座の設置を行う。

C 産直(花卉用)施設の増築
 ガラス壁面に屋根を掛けた産直施設を増築。施設への入り口は、既存の中庭とのドア(3箇所)を使用。
 W7,280×D910

◇ 屋外交流サイトの新設



- 屋外交流サイトの新設
- ①パーベキューサイト6, 炊事1 1棟の新築(W3,640×D2,730)
 - ②サイト前芝生の植栽
 - ③厨房付近から水道設備の引き込み